

様式第10号 (第5条関係)



2019年12月17日

朝霞市議会議長 様

議員名 本上好子

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり令和元年度 (平成31年4月分～令和元年12月分) 政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位: 円)

科目	金額	備考
政務活動費	102,960	
利子等	0	
合計	102,960	

2 支出

(単位: 円)

科目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費	195,200	(H31.4~10月 157,200) (11~12月 44,000)
広聴費		
人件費		
事務所費		
合計	195,200	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0 円

# 領収書添付台紙

【研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費】

## 領収書

No. 2019年04月25日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良 (TEL: 0476-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



## 領収書

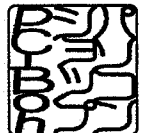
No. 2019年05月25日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良 (TEL: 0476-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



## 領収書

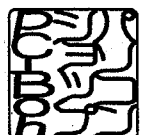
No. 2019年06月20日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

パソコンショップPC-Boh(ブー)  
デザイン制作部  
島 良 (TEL: 0476-5072-6178)  
〒 197-0005  
東京都福生市北田園1-20-7



領収書添付台紙

【研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費】

領 収 書

No. 2019年07月29日

朝霞市議会議員 本山好子 様

¥ 21,600 -

但 月額作業料として  
上記正に領収いたしました

島 良一  
〒337-0053  
埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-1163  
アルパニー大和田Part 1 203号室

領 収 証 朝霞市議会議員 様 No. 51  
本山好子

★ 株式会社 マイクロソフト

但 8月分 月額作業料として

2019年 8月 26日 上記正に領収いたしました

収 入	内 訳	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町2-1163
印 紙	税抜金額	1-958-1 K0031
	消費税額等(%)	株式会社 マイクロソフト
	2019 07 56	TEL 048-687-9841 FAX 048-687-9711

領 収 証 朝霞市議会議員 様 No. 61  
本山好子

★ 株式会社 マイクロソフト

但 9月分 月額作業料として

2019年 9月 30日 上記正に領収いたしました

収 入	内 訳	〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町2-1163
印 紙	税抜金額	1-958-1 K0031
	消費税額等(%)	株式会社 マイクロソフト
	2019 07 56	TEL 048-687-9841 FAX 048-687-9711

領収書添付台紙

【研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費】

領 収 証

朝霞市議会議員 様  
本山好子

No. 73

★ ¥21,600

但10月分月額作業料とシ

2019年 10月 19日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-56

〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町

1-958-1 K003E JL3

株式会社 マイクロブレイン

TEL 048-687-9841 FAX 048-687-9716

収 入  
印 紙

領 収 証

朝霞市議会議員 様  
本山好子

No. 83

★ ¥22,000

但11月分月額作業料とシ

2019年 11月 20日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-56

〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町

1-958-1 K003E JL3

株式会社 マイクロブレイン

TEL 048-687-9841 FAX 048-687-9716

収 入  
印 紙

領 収 証

朝霞市議会議員 様  
本山好子

No. 90

★ ¥22,000

但12月分月額作業料とシ

2019年 12月 10日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-56

〒337-0053 さいたま市見沼区大和田町

1-958-1 K003E JL3

株式会社 マイクロブレイン

TEL 048-687-9841 FAX 048-687-9716

収 入  
印 紙

# ホームページ更新作業・広告物制作業務委託契約書

本上好子 (以下「甲」)は、パソコンショップPC-Boh (以下「乙」)に対し、甲のホームページ更新作業と広告物制作する業務における業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

## 第1条(委託業務)

甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲の

1. A4もしくはB4サイズの両面フルカラーチラシ(年4回迄)
  2. ホームページ更新作業(作業時間:月1時間)
- 以上の業務とする。

## 第2条(委託期間)

委託業務の期間は平成31年4月1日より令和元年6月30日とする。

## 第3条(委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払う委託料は、20,000円(消費税別)とする。

その支払いは毎月末迄に乙の指定する銀行口座に振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## 第5条(秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

## 第6条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲: 朝霞市三原1-2-1-501

\_\_\_\_\_

乙:  
東京都福生市北田園1-20-7  
パソコンショップ PC-Boh

代表 廣川 徹

# ホームページ更新作業・広告物制作業務委託契約書

本上好子 (以下「甲」)は、島 良一(以下「乙」)に対し、甲のホームページ更新作業と広告物制作する業務における業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

## 第1条(委託業務)

甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲の

1. A4もしくはB4サイズの両面フルカラーチラシ(年4回迄)
  2. ホームページ更新作業(作業時間:月1時間)
- 以上の業務とする。

## 第2条(委託期間)

委託業務の期間は令和元年7月1日より令和元年7月31日とする。

## 第3条(委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払う委託料は、20,000円(消費税別)とする。

その支払いは毎月末迄に乙の指定する銀行口座に振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## 第5条(秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

## 第6条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和元年7月1日

甲: 朝霞市三原 1-2-1-501

本上好子  
乙:  
埼玉県さいたま市見沼区大和田町2-1163  
アルバニー大和田Part I 203  
島 良一



# ホームページ更新作業・広告物制作業務委託契約書

本山好子 (以下「甲」)は、株式会社マイクロブレイン(以下「乙」)に対し、甲のホームページ更新作業と広告物制作する業務における業務委託契約(以下「本契約」)を締結する。

## 第1条(委託業務)

甲が乙に対し委託する業務(以下「本業務」という)は、甲の

1. A4もしくはB4サイズの両面フルカラーチラシ(年4回迄)
  2. ホームページ更新作業(作業時間:月1時間)
- 以上の業務とする。

## 第2条(委託期間)

委託業務の期間は令和元年8月1日より令和元年12月31日とする。

## 第3条(委託料とその支払い)

甲が乙に対し支払う委託料は、20,000円(消費税別)とする。

その支払いは毎月末迄に乙の指定する銀行口座に振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条(成果物の権利帰属)

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

## 第5条(秘密保持)

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

## 第6条(報告義務)

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

## 第7条(契約解除)

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8条(協議)

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和元年8月1日

甲: 朝霞市源1-2-1-501

本山好子

乙:

埼玉県さいたま市見沼区大和田町1-958-1KCC3ビル3F  
株式会社 マイクロブレイン  
代表取締役 金子展隆